

変更箇所・内容一覧

変更書類	変更箇所			内 容		変更の要因 [※]
要求水準書	表紙		題名	修正	(修正前) 守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 要求水準書 (案) (修正後) 守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 要求水準書	③版の変更
			年月	修正	(修正前) 令和5年11月→(修正後) 令和6年2月	③版の変更
	P20	3.3.2	4)	追記	・3次元モデル(BIM/CIMモデル)のIFC形式ファイル及びオリジナルファイル(ファイル形式は納品時の協議事項とする)	④技術的対話
	P30	4.2.1	6)	追記	仮設配管等による水処理施設への送水先は、分配槽もしくはA系最初沈殿池流入水路とすること(別紙7参照)。なお、晴天日に限り、午前10時過ぎから5時間程度(流入増加時間を避けた時間帯)であれば仮設配管等を使用せずに、既設ポンプ場を停止可能である。	④技術的対話
	P34	4.3.5	3)	追記	なお、鶴見緑地からの排水が別紙6の場内雨水排水管を経由して既設ポンプ場に流入しているため、当該排水は新設ポンプ棟へ流入させること。	②市内部調整
			5)	追記	仮設物を土中残置する場合は、残置する相当な理由を実施設計の設計図書に記載し、工事業務の竣工図に残置物の正確な位置、形状を記載すること。	④技術的対話
	P45	4.5.3	4)③	修正	(修正前) ポンプ1台あたりの吐出量は、ポンプ口径ごとの最大値とすること。 (修正後) ポンプ口径は、1台あたりの吐出量と全揚程により、「揚排水ポンプ設備技術基準・同解説 河川ポンプ施設技術協会」に示すポンプ口径選定図に基づき設定すること。	④技術的対話
	P48	4.6.2	6)	追記	なお、晴天日に限り、既設ポンプ場から分配槽もしくはA系最初沈殿池流入水路へ仮設配管等で流入汚水を送水し、滞水池に汚水を貯留させることで、9時～17時の時間帯における連続2日間(17時～翌9時は除く)において、守口処理場と既設ポンプ場を停止可能である。機能増設工事が上記停止可能時間以内に完了できる場合、仮設受変電設備を設置しないとすることができる。A系最初沈殿池の流入水路の位置を別紙7に示す。	④技術的対話
	P53	4.9.1	9)	追記	埋戻し後の路面仕様は基本的にアスファルト舗装とする。舗装仕様は歩道相当とすることが、車道相当とすることを妨げるものではない。また、境界ブロック等により場内道路との境界が分かるようにすること。路面仕様を歩道相当とする場合は、場内道路からの車両の誤進入防止のため、車止めポール等による対策を講じること。	④技術的対話
	P54	4.9.3	8)	修正	(修正前) 西三荘雨水幹線への吐口部を閉塞し (修正後) 西三荘雨水幹線へ接続する箇所も含めた全体を撤去すること。吐口部(西三荘雨水幹線の躯体埋込管渠)は閉塞等により	④技術的対話
	P55	4.9.4	6)	追記	仮設物を土中残置する場合は、残置する相当な理由を実施設計の設計図書に記載し、工事業務の竣工図に残置物の正確な位置、形状を記載すること。	④技術的対話
	P64	5.3	別紙3	修正	※縦断図と平面図を最新情報に差し替え	②市内部調整
	P73	5.6	別紙6	追記	※3追記: 当該雨水管には鶴見緑地からの排水が流入している。 ※4追記: または、必要な能力を有する処理水移送用ポンプ・配管を配置すること。	②市内部調整(※3) ④技術的対話(※4)
	P74	5.7	別紙7	追記	仮設配管等による既設ポンプ場から水処理への送水先位置図の追加	④技術的対話

変更箇所・内容一覧

変更書類	変更箇所			内 容		変更の要因**
優先交渉権者 選定基準	表紙		題名	修正	(修正前) 守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 優先交渉権者選定基準 (案) (修正後) 守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 優先交渉権者選定基準	③版の変更
			年月	修正	(修正前) 令和5年9月→(修正後) 令和6年2月	③版の変更
	P1		表題、3 行目	修正	(修正前) 守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 (修正後) 守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業	③版の変更
様式集	表紙		題名	修正	(修正前) 守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 (修正後) 守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業	③版の変更
			年月	修正	(修正前) 令和5年11月→(修正後) 令和6年2月	③版の変更
	P1		1行目	修正	(修正前) 守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 (修正後) 守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業	③版の変更
	様式Ⅰ-1		題名	修正	(修正前) 守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 (修正後) 守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業	③版の変更
	様式Ⅱ-A-1		題名	修正	(修正前) 守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 (修正後) 守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業	③版の変更
	様式Ⅱ-1-1		題名	修正	(修正前) 守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 (修正後) 守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業	③版の変更
	様式Ⅱ-7		全般	修正	※要求水準書の修正内容を反映。	③版の変更
	様式Ⅱ-2-19		最下行	修正	(修正前) A4版又はA3版→(修正後) A4版	①応募者質問
	様式Ⅲ-3		(7)	追記	本提案による施設の運用のイメージ図と、本提案により施工する施設の範囲を明示してください。	④技術的対話
	様式Ⅲ-5		最下行	修正	(修正前) A4版8枚以内→(修正後) A4版6枚以内	①応募者質問
	様式Ⅳ-1-1		題名	修正	(修正前) 守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 (修正後) 守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業	③版の変更
	様式Ⅳ-1-2		1行目	修正	(修正前) 守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 (修正後) 守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業	③版の変更
様式Ⅳ-2		1行目	修正	(修正前) 守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 (修正後) 守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業	③版の変更	
		事業名	修正	(修正前) 守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 (修正後) 守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業	③版の変更	
契約書	鑑	工事名		修正	(修正前) 守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 (修正後) 守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業	③版の変更
	P3	第4条の2第3項	8行目	修正	(修正前) 提出日から21日が経過後の通知が (修正後) 提出から21日が経過しても当該通知が	④技術的対話

※変更の要因は下記4種類あります。

- ① 応募者質問により変更した場合
- ② 市内部調整により変更した場合
- ③ 公表する版に伴い変更した場合 (案の確定化や、公表月に伴う修正)
- ④ 技術的対話により変更した場合